

子どもすこやか 医療費助成の手引



品川区

【子どもすこやか医療費助成とは】

お子さまが病院等で診療を受けた時、保険診療のうち自己負担分を品川区が助成する制度です。

保育園・幼稚園・学校等で負傷した場合は

上記の管理下での負傷による診療で、初診から治療までの間の医療費総額が500点(5000円)以上の場合は、医療証は使用できません。日本スポーツ振興センター災害共済給付制度をご利用ください。医療機関(病院・薬局・柔道整復師等)で受診する時は健康保険証のみを提示し、自己負担分はお支払いください。学校等を通して、日本スポーツ振興センターへ申請します。後日、保護者の方に自己負担金と見舞金1割が支給されます。医療証を使用して医療費助成を受けた場合は、助成した医療費を返還していただきます。ただし、医療費総額が500点に満たない場合は医療証をご使用ください。

品川区 子ども未来部 子ども家庭支援課 児童手当係・医療助成係
〒140-8715 品川区広町2-1-36
TEL 5742-6721(直通) FAX 5742-6387

医療証の使い方

●東京都内の医療機関で診療を受ける場合

東京都内の医師会、歯科医師会、薬剤師会に加入している医療機関、東京都と契約している医療機関および柔道整復師の窓口健康保険証と医療証をご提示してください。保険適用の医療費が無料になります。

●東京都以外の医療機関で診療を受けた場合

医療機関の窓口で自己負担金を支払い、後日、子ども医療費の支給申請をしてください。申請方法は「医療費の支給申請について」をご覧ください。

●医療費助成の対象にならないもの●

1. 健康診断や予防接種、薬の容器代、入院時の差額ベッド代、休日・夜間診療などの割増料金、文書料、大学病院等に紹介状なしで受診した時の費用等健康保険が適用されないもの
2. 交通事故など、他(加害者)に責を帰するもの(第三者行為)
3. 保育園・幼稚園・学校等でけが等をして「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」による医療費の給付を受けられるとき
4. 転出等で受給資格がなくなったとき
5. 健康保険の資格がないとき

医療費助成の対象にならないものに医療証を使用して医療費助成を受けた場合は、助成した医療費を返還していただきます。

医療費助成の対象になるもの

1. 病院等で支払う医療費のうち、保険診療の自己負担分の助成
2. 養育医療、育成医療等による一部自己負担金を支払った場合の助成
3. 東京都以外の国民健康保険組合に加入されている方の子ども医療証は都内の病院等では使用することができません。一旦自己負担額を支払い、後日、子ども医療費の支給申請をしてください。申請方法は「医療費の支給申請について」をご覧ください。
4. 入院時の食事標準額の助成
入院の食事代は、まず病院の窓口で支払い、後日子ども医療費の支給申請をしてください。申請方法は「医療費の支給申請について」をご覧ください。
5. 高額療養費・健康保険独自の付加給付のある場合、高額療養費・健康保険独自の付加給付を除いた残りの自己負担分の助成
手続方法は「高額療養費について」をご覧ください。
6. 治療用装具（補装具・治療用眼鏡）等は健康保険で給付が決定された場合のみ助成
後日、子ども医療費支給申請をしていただくとき治療用装具の領収書の写しと医師の指示書の写しと健康保険から発行された療養費給付の決定通知書を提出してください。

健康保険に保険適用の申請をするときは、申請前に領収書・医師の指示書等の写しを保管してください。領収書の写し・医師の指示書の写しは子ども医療費支給申請書に添付します。

● 医療機関等で医療費の全額(10割)を支払った場合 ●

●健康保険証を提示しないで受診した場合

ご加入の健康保険に医療費の保険適用の申請をしてください。健康保険が適用されると7割または8割が医療費として給付されます。

給付決定後、残りの3割または2割の自己負担分を児童手当係・医療助成係の窓口にて子ども医療費の支給申請をしてください。

申請には領収書の写しと健康保険から発行された療養費給付の決定通知書が必要です。申請方法等は「医療費の支給申請について」をご覧ください。

健康保険組合等に保険適用の申請をするときは、申請前に領収書の写しを保管してください。領収書の写しは子ども医療費支給申請書に添付します。

● 医療費が高額になりそうなときは、 限度額適用認定証をご使用ください ●

限度額適用認定証は、入院・外来を問わず、予めご加入の健康保険へ手続きを行うことで、窓口支払額が自己負担限度額までとなる認定証です。

※保険適用とならない費用は別途お支払いが必要です

※多数該当・診療を受けた月以前の1年間に、3回以上の高額療養費の支給を受けた場合、4回目から自己負担額が軽減されます。

※健康保険限度額適用認定証を返却する場合は、返却前に限度額適用認定証の写しを保管してください。限度額適用認定証の写しは子ども医療費支給申請書に添付します。

高額療養費について

高額療養費とは、同じ病院や診療所で支払った1ヵ月の自己負担額が基準を超えた場合、手続きをすれば戻ってくる制度です。

子どもすこやか医療費助成では、高額療養費を除いた残りの自己負担分が助成対象になります。高額療養費に該当するか否かは、ご自身でご加入の健康保険に確認してください。

受給者が高額療養費に該当する場合は、以下の取り扱いになります。

医療証を使用しないで受診し、自己負担金を支払った場合

基準額を超える部分についてはご加入の健康保険に**高額療養費を請求**してください。高額療養費の支給決定がされた後、子ども医療費の支給申請をしてください。申請するとき領収書の写しと健康保険組合等から発行された療養費給付の決定通知書を提出してください。



医療費の支給申請について

品川区役所本庁舎7階児童手当係・医療助成係で直接子ども医療費の支給申請をしてください。(ただし、保険適用分に限る)

支給申請に必要なもの

1. 医療証
2. 受診した領収書 (保険適用分の原本)
3. 子どもの健康保険証
4. 印鑑 (朱肉を使うもの)
5. 医療証に記載されている保護者の金融機関の口座番号がわかるもの

(ゆうちょ銀行の場合は、振込み専用の支店コードと口座番号がわかるもの)

☆ その他、以下の書類が必要になる場合があります

※領収書の写し(保険適用申請時に健康保険組合に提出済の場合)

※医師の指示書(補装具・治療用眼鏡等の申請時のみ)

※健康保険組合等から発行された療養費給付の決定通知書

※健康保険限度額適用認定証の写し・小児慢性疾患医療券等の写し

49

(注意) 領収書には次の①から⑥までの記載が必要です。

記載に不備があると、自己負担金を助成できない場合があります。

①受診者の氏名

②入院・外来の区分

③保険適用の負担額

④保険診療点数

⑤診療日数

⑥保険適用外の金額

支払日から5年を経過すると、時効により申請をお受けできなくなりますのでご注意ください。

申請について

(1)子どもの誕生日・転入日から1ヵ月以内に申請の場合 誕生日・転入日からの受給資格となります

※子ども医療費助成医療証交付申請書の提出は郵送でも申請可能です。

※申請書は品川区のホームページから印刷ができます。
子どもの健康保険証が発行されていなくても申請可能です。

(2)子どもの誕生日・転入日から1ヵ月を過ぎた申請の場合 申請日からの受給資格となります

(3)申請に必要なもの

- ・子どもの健康保険証
- ・印鑑(朱肉を使うもの)



申請時、子どもの健康保険証の写しを提出されていない場合、お手元に健康保険証が届きましたら、**健康保険証の写しを提出してください。**

健康保険証の写しを確認し、医療証を発行いたします。

○乳幼児医療証、子ども医療証は記載されている子どものみ使用できます。

○医療証は、毎年10月1日から新しい医療証に切替わります。新しい医療証は9月下旬にお送りします。

○6歳児の「乳幼児医療証」の有効期間は3月31日までです。4月1日から有効の「子ども医療証」は3月下旬にお送りします。

変更が生じた場合は届出が必要です

(1)変更届の提出

- ①品川区内で住所が変更になったとき
- ②保護者や子どもの氏名が変わったとき
- ③子どもの加入している健康保険が変わったとき
- ④医療証に記載されている保護者が変わったとき

(2)消滅届の提出(医療証をお返してください)

- ①子どもが品川区から区外に転出したとき
- ②生活保護を受けるようになったとき
- ③子どもの健康保険の資格が喪失したとき
- ④里親・ファミリーホーム等に委託されたとき
- ⑤児童福祉法で定める施設に入所したとき

※医療証を紛失または破損したときは、再交付申請書をご提出ください

なお、品川区のホームページから電子申請も可能です

乳幼児医療証および子ども医療証の 受給要件について

1. 0歳から15歳に達した日以後の最初の3月31日までの子どもであること
※子どもが満15歳に達した日の属する学年の終わりまで
 2. 子どもの住所が品川区にあること
 3. 子どもが健康保険に加入していること
 4. 生活保護を受けていないこと
 5. 里親・ファミリーホーム等に委託されていないこと
 6. 児童福祉法で定める施設に入所していないこと
- 以上の条件をすべて満たしている方